

南島原市住民向けポータルアプリ導入業務 仕様書

令和8年4月

1. 業務名

南島原市住民向けポータルアプリ導入業務

2. 目的

本市では、デジタルサービスの分散による住民の利用の複雑化や認知度不足、市内小売業者数の減少による地域経済の停滞といった課題に直面している。この課題解決に向け、行政情報や地域事業者情報を統合した地域ポータルアプリを導入し、住民の利便性向上と行政サービスの利用促進を図る。また、地域事業者のデジタル化を支援し、地域内消費を促進することで経済循環を強化し、持続可能な地域づくりを目的とする。

3. 業務概要

本システムは、利用者用（市民向け）環境と、利用者に配信する情報の管理や集計・分析を行う管理者用環境（自治体職員・地域事業者向け）の2種類のシステムの導入・構築を想定する。

4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

5. システム要件（共通事項）

（1）機器環境

- ・利用者向け環境は、スマートフォンで利用できること。
- ・利用者向けの環境は、iOS、Androidに対応すること。
- ・利用者向けの環境がサポートするOSについて、メジャーアップデートなどにより、必要に応じてシステムのバージョンアップが対応可能であること。
- ・管理者向け環境はWebアプリケーションとし、GoogleChrome、Edgeのうち、いずれかの最新バージョンで利用できること。

（2）ネットワーク環境

- ・利用者向け環境はインターネットで接続できること。
- ・管理者向け環境はLGWANもしくはインターネットで動作すること。
- ・管理者向け環境でインターネットを使用する場合、通信経路を暗号化すること。

（3）データ管理

- ・アプリサービスにより、利用者向け環境を構築する場合、デバイス内には情報を保有せず、サービス提供クラウド環境（データセンター内）でデータを保有すること。
- ・利用者環境の情報資産は日本国内に保管されること。
- ・管理者環境（運用系）の情報資産はすべて日本国内に保管されること。
- ・データのバックアップに関しては、週次で4世代保有すること。
- ・障害発生時の情報資産の退避先は市が指定した場合を除きすべて日本国内であること。
- ・アプリを構築するにあたり、本市専用のサーバーを用意し、システム構築を行うこと。
（本市専用のサーバーとは、物理的な専用構成に限らず、クラウドサービス等を利用し、他団体のデータと論理的に分離され、本市の独立性および安全性が確保されている構成を含むものとする。）

（4）サービス提供時間

- ・利用者向け環境、管理者向け環境ともに原則24時間365日利用可能であること（保守対応等の予定された停止を除く）。

(5) ライセンス数

- ・利用者側ライセンスが必要となる場合は、利用者側アカウントは無制限とすること。
- ・管理者側アカウントライセンスが必要となる場合は、100アカウント以上に対応すること。また、100アカウントを超える場合の1アカウントあたりの金額を参考として示すこと。

(6) デザイン・操作性

- ・利用者がアプリのコンテンツ内容を視覚的に理解でき、操作しやすい画像デザインを実現できること。
- ・アクセシビリティに配慮したデザインであること。

(7) 情報セキュリティ

- ・I S M S またはプライバシーマークに対応すること。
- ・個人情報保護法を遵守すること。
- ・構成機器におけるエラーログ情報を取得すること。また、保存期間を示すこと。取得したエラーログは市の求めに応じて提供すること。
- ・管理システムのアクセスログを取得すること。また、保存期間を示すこと。取得したアクセスログは市の求めに応じて提供すること。
- ・システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウィルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じるとともにそれら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。
- ・システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境で用いるOSやソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップなど適宜実施できる環境を準備すること。
- ・個人情報の保護に配慮するなど、利用者が安心して利用できる対策を実施していること。

(8) データ移行

- ・アプリのインストールID、ユーザー属性データはcsv等で出力可能であること。

(9) サービス終了時・契約満了時等の対応

- ・サービス開始後に利用者が入力した情報及び市が登録した情報のうち、市の情報管理権限を有する情報については、契約終了後全て抽出し市に提供すること。
- ・サービスを終了もしくはサービス利用契約終了後は、保有データの提供ののち、速やかにシステムから消去すること。消去においては、復元不可能な状態にすること。

(1 0) 利用規約等

- ・サービスの初回利用時やサービスに重要な変更を行った際には、利用者に利用規約の内容を提示し、確認（同意）をとることができること。
- ・機器のGPS位置情報等、利用者がサービスを利用した場合に自動的に取得する情報を明示するとともに、それら取得情報について同意をとることができること。（利用規約の確認に含む場合は不要）
- ・プライバシーポリシーを表示すること。

(1 1) 問い合わせ機能

- ・サービス内の問い合わせフォーム等から市役所担当課へ問い合わせを行うことができること。

(1 2) サービス稼働状況統計管理

- ・サービスの運用状況や利用状況を定期または任意の時点で集計し、確認できること。

- (1 3) 関係法規制への対応
 - ・サービスの稼働、運用・提供に係る関係法規性を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善に向けて市と協議すること。
- (1 4) 著作権
 - ・第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得たうえで、必要となる手続及び使用料の負担は、受託者が行うこと。
- (1 5) 資格管理（利用者）
 - ・利用者登録をしなくても、大半の機能が利用可能であること。
- (1 6) 資格管理（管理者）
 - ・管理者アカウントとして、団体名・担当名・メールアドレスの情報を登録できること。
 - ・管理者側利用アカウントは、メールアドレス等を利用する方法と、システム管理者が管理者側アカウントを発行する方法により登録・設定できること。
 - ・管理者側利用アカウントは、ユーザーID・パスワードの認証でログインできること。
 - ・管理権限には他アカウントの削除あるいは停止する機能を備えていること。
 - ・所属や個人に紐づけて管理アカウントの権限を設定できること。
 - ・管理者側アカウントは庁内の主管課・担当課及び地域の事業者ごとに権限設定を変更できること。
- (1 7) 交付金要件
 - ・本事業は、「地域未来交付金 デジタル実装型 TYPE-A」を活用して行うため、他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービス又は地方公共団体が関与して実証事業等を実施済みであるサービス等、実装後一定の効果があることが認められるシステムであること。
 - ・本事業の成果を計測するため設定している成果指標（KPI）の達成状況を定期的に報告資料として出力できる機能を有すること。
- (1 8) 防災情報配信機能
 - ・市の防災行政無線とメールで連携しアプリ上に情報配信ができること。なお、メール送信の仕組みは市で準備する。
- (1 9) 他アプリ等連携
 - ・アプリホーム画面等から他の住民サービスのWebサイトやアプリへシームレスに遷移できる機能を有すること。
- (2 0) 広報紙閲覧
 - ・市が発行する広報紙（PDF形式）の電子版を閲覧できること。また、閲覧方法（外部リンクなのかアプリ単体機能で可能なのか）を示すこと。
- (2 1) クーポン機能
 - ・事業者側に新規にバーコードリーダー等の機器を導入することなく、事業者がクーポンによる割引が行える仕組みを提供すること。
 - ・クーポンを発行可能な管理者アカウントを制限すること。
- (2 2) 普及・定着支援
 - ・市民へ周知するスマートフォンアプリの宣伝・説明用のチラシを作成できること。その

他、普及・定着に向けた案を提示すること。

- ・運用開始前に、市民（利用者）向けの操作教室を8回以上（市内8会場）行うこと。
- ・自治体が公費を投入せずに住民の普及拡大を狙える仕組みを有していること。

(23) 追加提案

- ・本システムの利用促進を図るための提案を行うこと。
- ・スマートフォン等のモバイル端末の利用が困難な市民に対する利用促進施策・代替策の提案を行うこと。
- ・本システムを運用していく上で、本市職員への運用負荷低減を図る提案を行うこと。
- ・上記の追加提案によって別途費用が発生する場合は提案毎に追加となる金額を示すこと（初期導入費、年間運用費を分けて示すこと）。

6. その他機能

その他機能については「様式7_南島原市住民向けポータルアプリその他機能回答書」による。

7. 導入サポート

- (1) 運用開始前に、職員向けのシステム説明会及び操作研修を2回以上行うこと。
- (2) 運用開始前に、管理者向けのシステム管理の教育を行うこと。

8. 提出物

本業務における提出物は次のとおりとし、詳細な内容については、本業務の受託者が決定後、本市と協議のうえ、取り決めるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 作業工程表
- (3) 完成図書
（打合せ議事録、システム構成図、システム操作マニュアル、納入機器一覧表等）

9. その他留意事項

- (1) 法令等の遵守
受託者は、本業務を行うにあたり、関連法令等を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議のうえ、業務の一部を再委託し、又は請け負わせることができる。その場合、事前に本市の承認を得るものとし、再委託等に関するすべての責任は受託者が負うものとする。
- (3) 個人情報の保護
受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 守秘義務
受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。本業務終了後も同様とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項
本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議して決定するものとする。